

中間検査の受検が無い場合の提出資料について

新「住宅性能証明書」のご申請に際して、弊社による中間検査（建築基準法、瑕疵保険、またはF35S）のいずれも受検されない（されなかった）場合は、完了検査申請時に以下の資料をご提出願います。（断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級を選択された場合）尚、完了検査またはF35S竣工後特例竣工検査の申請時に添付する写真と重複する場合は写真の提出は省略が可能です。

※耐震等級の場合は中間検査必須の為、F35S（竣工後特例は不可）をご利用願います。

※高齢者等配慮対策等級は完了検査時に審査内容を確認できる為、写真提出は不要です。

（※竣工済み案件で弊社が完了検査時に受領済みの場合を除く）

■ご提出頂く資料等■・・・各1部

No	資料の区分	内容等
1	弊社様式による 「工事監理（施工）報告書」 （▲記入例ご参照下さい。）	断熱材、給湯器等の設備機器が計画どおり 施工されたものである事の記載及び関係資料 （納品書、試験結果等）を添付して下さい。
2	断熱材の施工写真	屋根・天井、外壁、外気床、一般床、基礎断熱 など所要箇所ごとの施工写真
3	開口部の納品書又は施工写真	開口部の熱貫流率と日射熱取得率が 特定できる資料
4	設備機器の納品書又は設置写真	一次エネルギー消費量の計算内容との整合確認が できる資料

20190709